承認に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要

1 製剤の概要

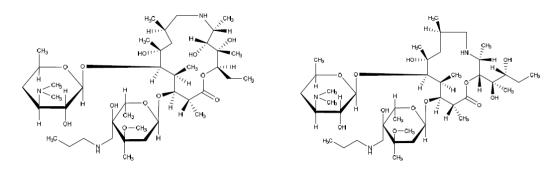
- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に基づく動物用医薬品の承認をしようとするときは、食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第8号の規定に基づき、食品安全委員会の意見を聴かなければならないとされている。
- (2) 今般、ツラスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤 (ドラクシン25) の製造販売の承認申請がなされた。製剤の詳細は以下のとおりである。

ツラスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤(ドラクシン25)

① 主剤

ツラスロマイシン(15員環マクロライド系抗菌性物質) (本剤 1 mL中 ツラスロマイシン 25.0mg (力価)*)

※ 既承認製剤 (1 mL中100.0mg (力価)) の1/4の濃度。なお、主剤以外の成分は、 既承認製剤と同じものが使用されている。



ツラスロマイシンA(左)及びツラスロマイシンB(右)の構造式

② 対象動物豚

③ 効能・効果

有効菌種:アクチノバチルス プルロニューモニエ、パスツレラ ムルトシ

ダ、マイコプラズマ ハイオニューモニエ

適 応 症:豚:細菌性肺炎

④ 用法・用量

豚:体重1kg当たりツラスロマイシンとして2.5mg (力価) を単回頚部筋肉内注射する*。

※ ツラスロマイシンとしての投与量は既承認製剤と同じ。

本製剤の主成分であるツラスロマイシンは、食品安全委員会における2015年の食品健康影響評価において、「ツラスロマイシンの一日摂取許容量を0.015mg/kg体重/日とする。」とされている。その後、この評価に影響を与える新たな知見は得られていない。

2 今後の手続

食品安全委員会からの答申を受けた上で、本製剤の製造販売の承認に係る所要の 手続を進めることとする。